

E メールニュース「みやぎの九条」

NO163

(2013年12月15日) みやぎ憲法九条の会

一年間のご愛読、ありがとうございました。

今年の12月6日、特定秘密保護法が強行採決され、日本の将来に暗雲が垂れこめてきています。しかし、特定秘密保護法反対に示され、また集団的自衛権行使のための立法改憲へ抗議する広範な国民の声は健在です。

来年2014年は集団的自衛権の行使容認、そのための国家安全保障基本法案やそれに関連する諸法律、新防衛大綱、武器輸出三原則の撤廃、特定秘密保護法の発動など大変な時代を迎えます。尖閣・竹島問題、北朝鮮問題などを捉えての自衛隊増強、教育への介入、共謀罪の強化なども検討しています。これらはいずれも集団的自衛権の行使を容認するものであり、本格的な自衛隊の海外進出を狙うものです。「戦争のできる国づくり」。

大震災からの復興の遅れ、原発再稼働や原発輸出など原発強化へのエネルギー政策の方針転換、沖縄での普天間基地の辺野古移転などの問題も控えています。

またアベノミクスのもと、TPPや消費税、生活保護費の改悪など生活を直撃する政治も強まります。

これらの悪政・悪法を許さないために九条の会は頑張りたいと思います。

来年も憲法9条を「健全な国民の声」で守り抜き、生かし抜き、戦争への道を押戻したいと考えています。

来年のEメールニュースみやぎの九条では「解説シリーズ」を強化します。

既に伊藤博義先生の「改憲」シリーズを全10回で終了、第二回は中森孜郎先生の「教育問題」を掲載中です。来年も充実した企画を検討してまいります。

来年2014年がよい年になりますように！

(これからの催し)「特定秘密保護法、今後の運動の進め方」

9条を守る加茂の会 学習会

加茂九条の会は、新春第一弾として以下の講演会を開催します。

特定秘密保護法について、「何が問題か?」「今後どんな運動をしていくか?」、しっかり学習します。

他の九条の会の方でも、特定秘密保護法と廃止の展望を学びたい人は是非ご参加下さい。

日時 1月8日(水)14時から

会場 加茂市民センター和室

テーマ 「特定秘密保護法、何が問題か?」

講師 弁護士 野呂 圭さん
連絡先 油谷重雄（電話 090-7068-6706）

（これからの催し）受講生大募集！高校生公開授業 今年もやります！

宮沢賢治作品水仙月の四日を読む

一般財団法人宮城県教育会館みやぎ教育文化研究センターが主催。宮沢賢治の作品と一緒に分け入ろう！

日時 2014年1月12日（日）13時半～16時半

会場 フォレスト仙台2Fホール

講師 三上満さん（金八先生のモデル）

受講料・参加費は無料。高校生定員40名。

先着順に受付、定員になり次第終了

高校生以外でも歓迎、周りから参観してください。

参加申し込み・問い合わせはみやぎ教育文化研究センター

Tel.022-301-2403 ファックス 022-290-4026

（報告）特定秘密保護法の署名 3140 筆に！

反対チラシの配布に 113 名参加

●特定秘密保護法案に反対する署名（みやぎ憲法九条の会作成）は12月11日現在で3140筆になりました。既に2888名分の署名は11月27日1861筆、12月4日1027筆を首相官邸に送付しました。

来週初めに3回目の送付を行います。

今後は特定秘密保護法の廃止を求めて活動を続けます。

●宮城県内九条の会連絡会は特定秘密保護法に反対するチラシを11～12月に6回配布しました。仙台市内の繁華街で。6日間で参加者113名、配布枚数は4500枚、九条の会で配布したものも含めると8000枚印刷しました。このチラシ配布は宮城県内九条の会連絡会としては初めての街頭宣伝活動でした。

●来年度は特定秘密保護法の廃止を求めて運動を強めましょう。

(報告)「全国全県に首長の会を！」

九条の会第5回全国交流・討論集会で森久一元町長が訴える

九条の会第5回全国交流討論集会在11月16日(土)東京で開催されました。全国の九条の会関係者600名が集まり、朝の10時半から午後の4時半まで熱心に議論をしました。

- 冒頭、九条の会アピールの呼びかけ人9名のうち、奥平康弘さん、澤地久枝さん、大江健三郎さんが「あいさつ」をしました。
- 次に、全国の典型活動例が4つ報告。内一つは「憲法九条を守る首長の会」。森久一元山元町長が首長の会の必要性、重要性、「全国全県に首長の会を！」と訴えました。
- 4つの発言の中では120万世帯に40万部の大判チラシを配布した広島県九条の会の報告がありました(宮城は94万世帯に対し34万部)。広島は宮城と連絡を取り合いながら、一緒に大判チラシを配布し合いました。
- 午後は、防衛省官僚の中枢にいた柳澤協二さんと護憲派の論客浦田一郎さんが、渡辺治さんの司会で対談。興味深い話を展開しました。
- 14時40分から16時半まで、分散会・分科会。一番大きな「大分散会」の冒頭、宮城県の大判チラシの経験をみやぎ憲法九条の会須藤道子世話人が発表、大きな関心を集めました。
- 当日は「憲法九条は自治体の宝」(1冊1000円)を30冊持参し、販売。昼食休憩時間中に完売。関心の高さです。
- なお三重県の「九条の会・津」が「三重では首長経験者29名が九条の会に加入している」とのこと。状況を交流することにしました。



全体会で発言する森久一元町長
(中央)



渡辺治さん(左)の司会で浦田一郎さん
(中央)と柳澤協二さん(右)が対談

九条の会第5回全国交流・討論集会での森久一元町長の発言

全国交流・討論集会での森久一元町長の発言は以下の通りです。
終了時、大きな拍手が沸き起こりました。

『憲法九条を守る首長の会』から全国の九条の会への緊急アピール 憲法九条を守るため、首長経験者の力を集めましょう」の提案

13年11月16日 憲法九条を守る首長の会元山元町長 森 久一

私は憲法九条を守る首長の会の元宮城県山元町長の森久一であります。2年前、2011年の第4回全国交流集会でも大震災の被害と対応について報告をさせていただきました。

本日はこの席をお借りし、全国の九条の会の皆様方に「市町村長九条の会または首長の会の結成を呼びかける」緊急アピールをいたしたく、参上いたしました。

先ほど来の皆様方のご挨拶にありますとおり、最近の安倍内閣の憲法をめぐる一連の危険な動きは「再び戦争はしない」と定めた憲法九条をないがしろにするものです。このことは究極において市町村住民の安全安心を脅かすものであり、断固阻止しなければなりません。

国会などの動きも急であり、事態は極めて切迫しており、やむを得ず、本席での緊急アピールをお願いした次第であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは緊急アピールを朗読させていただきます。

(ここでアピール(次ページ)を朗読しました。)……以上であります。

現在、私たち憲法九条を守る首長の会では東北各県の首長の会やその準備会と緊密な連絡を取り合いながら、組織の拡大を図っております。東北地方は既に74名の会員ですが、100名を目指して頑張る所存です。

皆様がたにおかれましても、現職の首長に、そして首長を経験された方々に、強くお声掛けをお願いいたします。

そして、全県に市町村長の会・首長の会を作り上げ、その力強い運動で憲法9条を守り抜こうではありませんか。

住民の安全安心のために、力を合わせて、共に頑張りましょう。

**「憲法九条を守る首長の会」から全国の九条の会への緊急アピール
憲法九条を守るため、首長経験者の力を集めましょう。**

全国の九条の会のみなさん

私たち「憲法九条を守る首長の会」は2008年2月に宮城の地において発足致しました。以来、政党政派にとらわれず、人類の宝平和憲法九条のために、「九条を守り生かす心は一つ」、を合言葉に、活動を続けてきました。

私たちは市町村長の現・元職であり、地方自治の具現者の立場から活動してきました。

3・11 東日本大震災は東北地方を直撃し、おびただしい被害をもたらしました。さらに原発事故は故郷の街や山河を汚染し、今もなお16万人の住民に避難を強いています。この艱難辛苦は、あの戦争による惨状を思わずにいられません。全国そして世界各国から寄せられた多大なご援助やご協力・ご激励に、深甚な感謝を申し上げます。この復旧・復興にあたっては、地方自治体の意向や住民の真情に配慮した対応を政府に強く望むものであります。これまで6年間の活動を振り返りますと。

- ・ 全国1856の地方自治体の長に「アピール」を送り、会への賛同を呼びかけました。
- ・ 同時期に発足した憲法九条を守る秋田県市町村長の会と共同して東北地方の九条の会に呼び掛け、首長の会は6県中5県で発足し、もう一県も準備会を作っています。
- ・ 会への首長経験者の参加は東北地方64名、東北以外10名の74名の多数に及んでいます。
- ・ 既に3回の「憲法九条を守る東北地区市町村長の会交流会」を開催し、来年度は「連絡会」の結成も視野に入れております。
- ・ 各自治体で唯一選ばれた首長の経験を活かし、地域の九条の会で講演活動を行っています。
- ・ 首長の会の理念を「憲法9条は自治体の宝」（かもがわ出版刊）という本にまとめました。
- ・ マスコミの注目度も高く、新聞テレビで何回も報道され、県民の目に留まっています。

今後この活動をさらに推し進め、全国7,500に上る「九条の会」と手を携え、全日本規模の九条を守る首長の会の結成に向けて微力を尽くす覚悟です。

昨今の安倍首相の動きは立憲主義をないがしろにし、閣議決定によって日本を戦争する国にしようとするものであり、その目論見には目に余るものがあります。集団的自衛権の行使を正当化する法律の制定によって、自衛隊が世界のどこへでも行って戦争ができるようにする考えを、隠そうとしていません。

こうなれば、いわゆる地方分権から地域主権へと進み、最後に地方政府を確立しようとする私達の思いは無視され、自治体と住民は中央集権による軍事国家への隷属を強いられるばかりであります。

自治体住民の安心・安全の確保に身命を賭し、これを脅かすものに敢然と立ち向かって

きた私たち首長・首長経験者は今こそ、立ち上がるべき時ではないでしょうか。

全国津々浦々に市町村長九条の会・首長の会を結成し、地域に根ざした力で安倍首相の暴走を止めようではありませんか。

2013年11月16日

憲法九条を守る首長の会会長（元白石市長） 川井貞一

（連絡先 〒981-0933 仙台市青葉区柏木 I-2-45 フォレスト仙台

電話 022-728-8812 ファックス 022-276-5160 [メール info@9jou.jp](mailto:info@9jou.jp)）

みやぎ農協人九条の会の加美よつば農協講演会、170名が参加

TPP、新農政、憲法を学ぶ。

みやぎ農協人九条の会の今年三回目の講演会。加美よつば農協・同女性部・青年部の後援で、11月30日（土）加美よつば農協本店大会議室で開催。

参加者は170名に及びました。加美よつば農協関係者150名、農協以外20名。

まず阿部長寿みやぎ農協人九条の会会長と加美よつば農協の三浦静也組合長が開会のあいさつ。三浦組合長は大要以下のように挨拶をしました。

- ・ 憲法はあまりなじみのないと思われがちだが極めて大切。平和主義、民主主義（人権尊重）、国民主権を守ろう。
- ・ TPPは日本の農業を破壊する。絶対反対を貫こう。
- ・ 新たな農政で主食米を減らし、飼料米の助成を打ちだしているが、国民、農民に説明をしていない。我々農協にもよく知らされていない。
- ・ 今日の学習会ではそれらをしっかり学び合おう。

講演は二つ。第一は「TPPと憲法」と題して河相一成さん（東北大学名誉教授）、第二は「安倍農政のねらいー農業版アベノミクスと憲法」と題して冬木勝仁さん（東北大学准教授）。終了後のアンケートでも好評でした。

特に急に出てきた安倍新農政。そのポイントは…。

- ・ 今回のコメ政策は「産業競争力会議農業分科会」で打ち出したもの。座長はローソンの新浪剛史氏。産業界から農業を見ており、農業者の立場から考えたものではない。
- ・ 減反をやめてから農家は何をつくれればよいのか？飼料用米や米粉用米を助成するが、いつまで続くのか？満杯になったら何を作るのか？
- ・ 他の政策（大豆、小麦など）は出されていない。
- ・ アベノミクスは農業をどこに導くのか、見えない。農家の収入が増えるような試算が出されたり、逆だったり。大局的な流れが見えない。

終了後のアンケートでは「農家が自信を持って継続できる農政を打ちたててほしい」との声が沢山ありました。

みやぎ農協人九条の会の 2013 年度の講演会はいしのまき農協、みやぎ登米農協、加美よつば農協と三か所で終了。昨年から 6 か所で終わったこととなります。来年も 14 ある農協の内、3 か所で開催することになっています。

最後になりましたが、加美よつば農協さんにたいへんお世話になりました。ありがとうございました。



168 名で一杯になった会場



大型スクリーン 3 台



みやぎ農協人九条の会阿部会長



加美よつば農協三浦組合長のあいさつ

(報告)泉パークタウン九条の会 7 周年のつどい

鹿野文永さんの講演と朗読

泉パークタウン九条の会は 11 月 30 日(土)、「設立 7 周年記念のつどい」を開催。33 名が集まりました。初めて参加した人が 6 名いました。賛同者は 190 名に増えました。チラシを 9000 枚(全戸)に入れ、別に葉書で賛同者に案内をしました。

最初に朗読グループ「風」の朗読。今の政治状況を暗示するかのよう私達に語りかけて来るものがありました。

講演は元鹿島台町長・みやぎ憲法九条の会副会長の鹿野文永さん。今、日本はどこに行こうとしているのか、なし崩しの「憲法破壊」を許すわけには行かない!と資料を交えて、今の憲法を巡る情勢を、分かり易く説明していただきました。

講演の後の感想文を紹介します。

「まだ9条は大丈夫だと思っていました。外堀を埋められているのを感じます」

「鹿野さんが『自分にあきらめない』とおっしゃったのが印象に残り、励まされました」

「グループ風の朗読もよかった」

「鹿野さんのお話は大変良かった。得票率が20~30%前後で選ばれた国会議員がやること
に対しいつも挫折感・無力感を覚えている。選挙の大切さをもっともっとアピールしなければ
と思って行動している」

「おそろしい状況があつという間に進んでいることを知りました。特定秘密保護法に国会
議員、特に自民党が反対を唱えないか不思議だと言いたい。私自身も何も発信せずにいた
ことに気づき、こういう集會に初めて参加しました」

「関心はありましたが初めて参加しました。正直にいうと憲法をしっかり読み、学んだ記
憶もなく、直感的に改憲を行わせてはいけない、という思いがありました。風のみなさん
の朗読を聴き、改めて現在の9条を守る平和を感じました。勉強になりました」

「こういう集まりに来ること自体も気をつけなければならない世の中にならないようにと
思います。まだ思うだけで実際の行動は出来ませんが。まず意識だけでもきちんと持ちた
いと思いました。」

「20歳、23歳の子供がいます。安倍さんの言っていることにハラハラする毎日です。国民
のための政治、憲法ではなくなっている気がいたします。反対の声をどんどん上げてゆき
たいと思います。本日はありがとうございました」



(お知らせ)

- 「Eメールニュース『みやぎの九条』」についてのご意見をお寄せください。
- 「Eメールニュース『みやぎの九条』」を配信ご希望の方はみやぎ憲法九条の
会までご連絡ください。携帯電話版もあります。

みやぎ憲法九条の会

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1丁目2-45 フォレスト仙台5階

電話 022-728-8812 ファックス 022-276-5160

URL <http://www.9jou.jp/> Eメール info@9jou.jp

郵便振替口座 02260-8-89149 名義「みやぎ憲法九条の会」

安倍政権は「教育再生」の名のもとで、 教育をどのように変えようとしているのか（２）

2013年12月15日

宮城教育大学名誉教授 中森孜郎

2. 安倍政権の改憲の要点

現行憲法の最も重要な柱は、言うまでもなく、主権在民、基本的人権、絶対平和主義であり、また憲法自体の基本的目的は、主権者である国民の基本的人権を保障するために、国家権力の手を縛るところにあります。

ところが、2012年4月にまとめられた「日本国憲法改正草案」の内容を見ると、現行憲法の先の三本の原則とは相反するものであり、また憲法96条（憲法改正の手続き）の「各議員の総議員の三分の二以上の賛成」という条件を「過半数以上」へと、一般法律並みにハードルを下げようとしているのは、先に述べた憲法の基本的性格を変えようとしているものと思われる。

草案の前文は「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって」から始まり、「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。」で終わっています。

基本的人権に関しては、まず、現行憲法の第10章（最高法規）の第97条（基本的人権の本質）「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人

そして第一条の（天皇）については、現行の「日本国の象徴」が「日本国の元首」に改められています。さらに、新たに（国旗及び国家）の条項が新たに設けられ、しかも「日本国民は、国旗及び国家を尊重しなければならない」と義務づけられています。まるで、明治憲法に戻ったかの感じがします。

これと関連して、現行憲法第99条（憲法尊重擁護の義務）は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」から「天皇又は摂政」が削除され、それに替わって、「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」が第1項目とされ、第2項に「国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は・・・」が移されています。まるで、天皇が主権者になった感じがします。

類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の

権利として信託されたものである。」が、改正草案では、まるごと、削除されてしまっています。余程目障りな内容だったのでしょうか。

そのことと関連して、現行憲法第13条の「すべて国民は、個人として尊重される。」が、改正草案では「全て国民は、人として尊重される。」と変えられています。「個人として」と「人として」では意味内容が大きく異なります。「個人として」にはきわめて深い意味があるのになぜ「人として」に変えたのでしょうか。また現行憲法第21条（表現の自由）は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と端的に述べられているのに、改正草案には第2項として、「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。」が付加されています。公権力の恣意的判断によって、自由な表現に制限が加えられるおそれが感じられます。

次に平和主義に関してですが、現行憲法の第2章（戦争の放棄）が改憲草案では（安全保障）に変えられ、（戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定めた現行の第9条が改められて、「自衛権の発動を妨げるものではない。」と一文がつけ加えられ、さらに、新たに加えられた第9条第2項では、「内閣総理大臣を最高指揮官とす

基本的人権の一つに、現行憲法第26条（教育を受ける権利）があり、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定められています。ところが、改正草案では、新たに第3項として、「国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。」という、全く異質な内容のものが付け加えられています。これによって、これまで主権者である一人ひとりの子どもの学習権・発達権をひとしく保障するための教育が、たとえば、安倍首相の言う「強い国」づくり政策の手段とされてしまうことになりかねません。政策は政権が交代するごとに変わるのですから、その度に教育がその手段として変えられることにあり、基本的人権である教育が損なわれてしまうことになります。その意味からも、憲法にはなじまない項目のように思われます。

る国防軍を保持する」と記され、現行の「自衛隊」が「国防軍」に改められています。

しかも「国際社会の平和と安全を保持するために国際的に協調して行われる活動を行うことができる」とされていますから、たとえば、アメリカがアフガニスタンやイラクに軍隊を出動させた戦争のようなものにも、アメ

リカの要請に応じて、日本の国防軍が参加協力することが可能になるわけです。過去の歴史を見ても、戦争を始める場合は、「自衛のため」という口実や、「平和のため」という口実のもとで行われているわけですから、このような改正によって、わが国が戦争をする国へと一変することになってしまいました。

さらに改正草案第9条の3項（領土等の保全等）では、「国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。」と記されています。今現に、中国や韓国との間に領土問題が生じている時に、このような項を新たにつけ加えることは、却って外交的解決を困難にするのではとも、危惧されます。

過去の戦争を振り返ると、国民にとって、戦争で得るものは何一つなく、失うことばかりです。武力で相手国の

国民の心を支配することは不可能であり、そこに生じるのは恨みと憎しみばかりです。戦争は勝っても負けても、双方の国民の生命が奪われ、しかもそれは青年や働き盛りの国民であり、親族を失った遺族の悲しみや苦しきは測り知れません。しかも、現代の戦争は、ひと度始まれば、ついには原爆などの大量破壊兵器の使用に到ります。

ですから、国際紛争は、知性と寛容の精神で、粘り強く話し合いで、外交的な努力によって解決する他ないし、その道を現行憲法第9条は選び取ったわけです。その9条を抜本的に変えようとするのは、過去の戦争の歴史から何も学び取っていない、最低の愚策であり、再び同じ過ちを犯すことになります。

（以下次号）